

環境衛生のお知らせ

9月20日～26日は

動物愛護週間です!

身近な動物が、私たちの生活を和ませてくれます。命を尊び愛情を持って動物と接しましょう。

動物の飼い主は、動物の種類や習性等にに応じて、健康と安全に注意し、周りに迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。

放し飼いはやめましょう

犬を放し飼いにすることは、県条例で禁じられています。放し飼いの犬は、周りに迷惑をかけるだけでなく、交通事故に遭うなどの危険が高まります。

犬の放し飼いは絶対にしないで。

犬が敷地などから逃げ出さないように飼養する。

犬のストレス解消のため、散歩などで適度な運動をさせる。

生活環境を守りましょう

犬・猫のフン尿の後始末や飼養場所の周囲を清潔にすることは、飼い主の義務です。

飼っている動物が、ご近所からも愛されるために、迷惑をかけないように飼養ください。

犬の散歩や運動時などは、必ずフンの後始末をする。

飼養場所を常に清潔に保ち悪臭を発生させない。

しつけと訓練を行い、鳴き声などで周囲に迷惑をかける。

適正な繁殖制限をしましょう

犬・猫は繁殖制限をしないとあつという間に増えてしまいます。動物病院に相談して、去勢・不妊手術などの繁殖制限措置を行ってください。

適正な繁殖制限で、不幸な動物を増やさない。

手術を行うと、生殖器の病気を防ぎ、妊娠・出産に伴うリスクを減らせます。

飼い主のいない犬・猫をなくしましょう

野良犬や野良猫などの苦情が後を断ちません。絶対に動物を捨てないでください。

生涯の飼養ができるか、飼う前に家族全員で話し合う。

どうしても引き受け先がない場合は、保健所での有料の引き取りとなります。

9月は不法投棄防止 週間です!

きれいな住みよい地域づくりのため、市では不法投棄の禁止を呼びかけていますが、道路脇や待避所などには空き缶やビニール袋に入ったごみなどポイ捨てが多く見られ、林道の法面などには家電製品、タイヤなど大量のごみが不法投棄されています。

不法投棄は「犯罪」です!

一人ひとりが、不法投棄、ポイ捨ては「犯罪」であるという認識を持ち、「不法投棄をしない、させない」という意識を持つことが大切です。

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人等は、一億円以下)の罰金となります。

ハチにご注意ください!

ハチは、9月に入ると勢力が増し凶暴になります。

ハチに刺されないために

山に行くときは、黒い服は避け、手足をむき出しにしないように白い長袖、長ズボンを着用する。

巣を刺激しない。
洗濯物にハチが潜んでいる場合があるので注意する。
ハチに刺されてしまったら
傷口を強く絞り、水でよく洗う。

傷口を冷水で冷やす。
医療機関で受診する。
ハチの毒に過敏に反応してしまうアレルギーを持った方は、呼吸困難、血圧低下などを起こし危険な状態になることがあります。中でもスズメバチは命に関わる場合があります。

※市では、ハチ防護服の貸し出しや駆除業者の紹介を行っています。

問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所地域振興課

くすりと健康 県民公開講座

とき 平成22年9月12日(日) 入場無料

ところ 福島市子どもの夢を育む施設 ことこむ 〒960-8044 福島市早稲町1番1号 TEL024-524-3131

1階 わいわいホール 13:30~15:30

■講演 「知らないと損!お薬のこと。」

講師:(社)福島県薬剤師会常務理事 高野 真紀夫 氏

■特別講演 「作家の飲んだ薬~太宰治・宮沢賢治を中心として~」

講師:永井記念薬学国際交流財団評議員 後藤 直良 氏

4階 企画展示室 13:00~16:30

■キッズ体験コーナー(白衣を着て薬剤師を体験!)

■測定コーナー ■パネル展示

■ハーブティーコーナー ■お薬相談 など

1階・4階とも来場者それぞれ先着300名様に記念品プレゼント!



主催 社団法人 福島県薬剤師会 TEL024-549-2198(代)